

多久市農業委員・農地利用最適化推進委員の募集要項

委員の区域 および定数	農業委員		農地利用最適化推進委員		
	区域	定数の内訳	農業委員会が定めた区域（定数）※1		
多久市全域 ※2	12人 ※3		東多久町（2人）	南多久町（2人）	
			多久町（2人）	西多久町（2人）	
			北多久町（2人）	計10人	
資格	農業に関する識見があり、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行う事が出来る人。		農地の利用の最適化の推進に熱意と識見がある人。		
主な業務内容	●農業委員会での許認可、意見の決定、●農地等利用の最適化の推進に関する指針の作成、●農地利用集積計画の決定、●地域計画の取組みに向けた地域でのコーディネーター役、●農地中間管理事業の推進及び支援		●担当地域における、農地の利用集積、●耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進などの現場活動、●また、必要に応じて委員会に出席し、意見を述べる。●地域計画の取組みに向けた地域でのコーディネーター役、●農地中間管理事業の推進及び支援		

※1 農業委員会が定めた区域とは、上記表のとおりとなります。

※2 農業委員については、区域の指定はありません。

※3 農業委員の構成には、下記の要件が付されています。

①1/4以上を認定農業者（認定農業者に準ずる者を含む）とし、利害関係者以外の登用が必要となります。

②年齢、性別等に著しい偏りが生じないよう、青年・女性の登用促進が求められています。

認定農業者に準ずる者とは、

(1)認定農業者OB (2)認定農業者の農業に従事・経営参画する親族
(3)認定新規就農者 (4)集落営農組織の役員 等

次のとおり委員の推薦、募集を行いますので、委員として意欲のある人の推薦、応募をお願いします。

○募集人数および推薦・応募方法

◆農業委員 12人

◆農地利用最適化推進委員 10人

- ①市内の農業者、その他関係者からの推薦
- ③自らの応募
- ②農業者が組織する団体からの推薦

○応募資格

次の全ての要件を満たす者

- ・市内に住所のある者
- ・多久市暴力団排除条例に規定する暴力団等でない者

○資格がない者

- ・破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は受けことがなくなるまでの者

○任期

令和8年7月20日～令和11年7月19日（3年間）

○報酬（年額）

- ・農業委員 229,000円
- ・農地利用最適化推進委員 176,200円

○推薦・応募方法

推薦・応募用紙に記載の上、持参または郵送で提出してください。なお推薦・応募書類は返却できませんので、ご了承ください。

推薦・応募用紙は、農業委員会事務局に設置、また市ホームページからダウンロードできます。

○推薦・応募用紙提出先

- ・多久市役所

多久市農業委員会事務局宛

〒846-8501

多久市北多久町大字小侍7-1